

社会福祉法人菊川市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊川市社会福祉協議会（以下、「この法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 この法人の会長の報酬は、月額20,000円とし、副会長の報酬は月額10,000円とする。

2 会長及び副会長が、この法人の理事会、評議員会、各種委員会等の行事に出席したときは、前項の報酬をもって代えるものとする。

3 役員等が、理事会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、報酬として半日3,000円、1日5,000円を支給する。

ただし、報酬を支払う行為に対し別に費用弁償が支払われる場合は、報酬を支払うことができない。

(支給基準等)

第3条 役員等の勤務形態については、原則、非常勤とする。

2 理事及び監事に対して、各年度の総額が、850,000円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。なお、評議員については、定款第9条の規定による。

3 支給方法として、支給の時期は、原則、各年度4回（7・10・1・3月頃）とし、支給の手段は、本人の指定する本人名義の口座に振り込むこととする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、この法人の旅費規程に定める日当に準じて費用弁償を行うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。